

## 基地対策特別委員会行政視察概要

1 視察月日 令和7年10月27日（月）～10月28日（火）

2 視察先及び視察事項

（1）沖縄防衛局（沖縄県嘉手納町）

ア 沖縄県内の米軍施設の概況について

イ 返還事案全般及び跡地利用について

（2）沖縄県金武町

ギンバル訓練場の跡地利用等について

3 視察委員

委員 大山 しょうじ

1 視察先

沖縄防衛局（沖縄県嘉手納町）

2 視察月日

10月27日（月）

3 対応者（役職名）

沖縄防衛局企画部地方調整課課長（説明）

沖縄防衛局管理部返還対策課課長（説明）

4 視察内容

（1）沖縄県内の米軍施設の概況について

ア 沖縄県の東アジアにおける地理的特性

沖縄県は、鹿児島県より南西側に位置し、東京と北京の間の距離感と比較しても大きく離れていない位置にあり、東アジアの要衝としての地理的特性を持つ。

イ 沖縄県内の防衛施設の設置状況

県内を南部・中部・北部に区分すると、県人口（約140万人余）の多くが中部・南部に居住している一方、同じ区域に基地が集中している状況である。人口集中地域と基地集中地域が重なりやすい構造が、生活環境に影響を与えている。

ウ 沖縄県における米軍施設・区域の土地面積

沖縄県の面積は日本の国土面積の0.6%に過ぎない一方で、日本国内にある米軍基地（本土を含む）の約70%が沖縄県に集中している。

また、基地用地の土地の性格として、沖縄県の米軍基地用地は、民有地・公有地（自治体用地）等が約77%、国有地が約23%であり、本土側は国有地割合が相対的に高い傾向にある。民有地比率が高いことが、返還・跡地利用・補償制度の議論に影響する。

エ 返還・区域の整理・縮小等の経緯

返還の経緯として、1972年の日本復帰時に一部返還はあったが、その後も日米間で地元要望が強いところを中心に、返還できるところは進める取組が継続してきた。

いわゆる23事案として、23か所の返還を進める枠組みがあり、一部を除いて合意された全ての施設・区域が概ね返還済みである。

その後、1996年（平成8年）S A C O最終報告により、最大の柱として普天間飛行場の返還を含む11件の返還合意がなされた。

一方で、返還済みの施設もある一方、返還が完了していないものは、在日米軍の全体再編の流れに引き継がれ、統合・整理縮小・機能移転と合わせて進める枠組みに移行している。

#### オ 嘉手納・普天間飛行場の状況

嘉手納飛行場及び普天間飛行場は県内の主要飛行場である。普天間飛行場は返還合意がある一方、嘉手納飛行場については現時点で返還に向けた日米の合意はなく、今後も返還は容易ではない見通しである。

また、嘉手納飛行場は周辺を住宅地に囲まれ、航空機騒音、エンジン調整音、機材の老朽化に伴う臭気等、地域生活への影響があり、防衛局として米側に対し影響を少なくする対応を求めている。

普天間飛行場については、過去のヘリ墜落事故や部品落下が、宜野湾市役所、沖縄国際大学、普天間第二小学校、緑が丘保育園等でおこり、周辺が危険であるとされる背景がある。返還が進めば区画整理等のまちづくりが想定されるが、現時点では返還が完了していない状況である。

#### カ 質疑概要

Q 共同使用の話があったが、自衛隊と米軍が共同で使う、または訓練するようなケースは、どの程度あるのか。

A 自衛隊が米軍施設を使う場合、またその逆に、米軍が自衛隊の施設を使う場合の双方がある。

特に日米共同訓練については、近年沖縄県でも件数が増えている状況である。本島だけでなく、伊江島などの離島で実施することもあり、期間としては長くても20日程度で、毎年一定の回数実施されている。

Q 基地の整理・統合・縮小と、安全保障上の抑止力維持との関係について、現場でどのように考えているか。

A 一部の海兵隊部隊をグアム等へ移転することに対し、「沖縄から戦力が減り、東アジアの抑止力が低下するのではないか」との懸念も聞かれる。しかし、米軍としては運用全体を勘案した上で、一部移転や再編を行っており、撤退ではなく、あくまで合理化・再配置という位置づけである。したがって、移転後も抑止力は維持されるとの認識で調整が行われている。むしろ東アジアの安全

保障環境は、今後も緊張が高まる方向にあると見られており、その中でも必要な抑止力を維持できるような態勢を取っていると理解している。

## (2) 返還事案全般及び跡地利用について

### ア 近年の大規模返還事例

S A C O 関連の近年の大きな成果として、北部訓練場の返還が取り上げられた。

2016年（平成28年）に約4000ヘクタールが返還されたことが説明され、S A C O 最終報告の中でも最大級の返還である旨が示された。

また、この返還地の約99%は国有地であり、地元から「世界自然遺産にしてほしい」との要望があった経緯を踏まえ、返還地の大半は現在、自然遺産（区域）や国立公園になっている。

### イ 統合計画（再編）における返還計画の現状と見通し

米軍再編の一環として策定された統合計画に基づく返還計画において、今後の返還は主として基地機能移転や国外移転に伴う返還区域で整理される。

返還計画全体は約1048ヘクタールとされる一方、速やかに返還できる部分は約73ヘクタールにとどまるため、報道等で進んでいないと指摘されることもあるが、沖縄防衛局としては、速やかに返還できる部分の返還を完了させた上で、機能移転や国外移転と連動する返還を一日も早く進める方針である。なお、普天間飛行場に関しては、現状のスケジュールよりも後ろ倒しになる見込みである。

### ウ 道路用地の確保・共同使用などプラスアルファの取組

返還には、速やか返還、機能移転後返還、国外移転後返還の類型に加え、沖縄県が車社会であることを踏まえ、渋滞緩和等の観点から道路用地の確保を進めている。モノレールとバス以外の大量輸送が限られ、朝夕の渋滞が大きいことから、飛行場や補給地区等の一部を道路用地として前倒しで確保する取組がある。

### エ 共同使用（キャンプ・フォスターのアクセス道路）の具体例

具体例として、2015年（平成27年）12月4日に日米間（当時の菅官房長官とケリー駐日大使）で合意した「日米共同発表」に基づき、キャンプ・フォスター内を通過して国道58号線に接続する道路について、共同使用の制度を活用して運用している。

共同使用は地位協定上の制度であり、提供施設は米軍基地であるが、米側が使用していない時間帯等に日本側が使用する枠組みであ

る。

#### オ 道路用地の前倒し返還

道路用地としての前倒し返還・切り出しの例として、普天間飛行場東側の4ヘクタールが挙げられる。普天間飛行場自体は返還されていないが、端部を切り出して返還し、現在は宜野湾市道11号線として供用され、生活道路・渋滞緩和に寄与している。

国道58号線沿いの3ヘクタールは、本来はSACOで58号線隣接地の返還が想定されたが、日米調整で進まず、再編枠組みの中で全体返還が位置づけられる一方、3ヘクタール部分を前倒し返還し、国道用地として国が取得し供用している。

#### カ 西普天間住宅地区の取組

西普天間住宅地区は、ディズニーランドと同程度のまとまった面積を一体的に返還し、日本政府として返還・事業化までを進めるモデルケースである。

現状、返還跡地には琉球大学病院と琉球大学の医学部が移転し、既に開院・開学している。また、住宅ゾーン等は最終形ではなく整備途上の部分もあるが、病院機能は稼働しており、周辺にはドラッグストア等も立地している。

#### キ ローワー・プラザ地区の取組

ローワー・プラザ地区は返還前の暫定的活用例である。本来は家族住宅を別区域に集約整備して返還する計画であるが、住宅の老朽化等もあり、進捗に濃淡がある状況を踏まえ、日米調整の上で共同使用制度を活用し、住宅地区内の広場等をソフトボール場等として地元利用できる形にしている。

米軍のゲートはなく、通常の散歩等は特段の手続なく利用できる一方、大規模イベント等で多数を入れる場合は事前に沖縄防衛局へ相談が必要である。

#### ク 返還に伴う支障除去措置・補償制度

##### (ア) 支障除去措置の枠組み

返還された民有地等は、賃貸借契約に基づき国が返還後に物件撤去・土壌汚染調査等を行い、原状回復した上で引き渡すのが基本である。

沖縄県では、これに加えて沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法により、米軍の行為に起因するか否かを問わず、跡地利用の支障となるものについて

国の責任で支障除去措置を講じる枠組みがある。

支障除去の主な内容として、以下の順である。

まず、使用履歴、過去文献、地域住民聞き取り等の資料調査、次に土壌汚染等の蓋然性確認をし、計画策定、物件撤去、土壌汚染・水質汚濁の調査・処理、不発弾・実弾等の危険物探査・処理、廃棄物の除去である。これらを実施した上で土地所有者へ引き渡している。

#### (イ) 返還に際しての補償

補償制度として、まず支障除去期間補償金があり、支障除去実施中は土地所有者が利用できないため、その期間の補償を行うもので、沖縄県ではこの名称を用い、他地域では特別管理費と称する場合がある。

次に、給付金・特定給付金について、沖縄県の米軍施設区域の多くが戦後の強制接收を背景に民有地中心であること、米軍運用により地形改変等が行われ、返還されても所有者が直ちに活用して収益化するまでに時間を要し、生活面で困窮が生じ得るという課題があった。

制度の成立経緯として、1994年に返還特措法が制定され、原状回復措置及び返還翌日から3年以内の給付金が規定された。1996年でのSACO最終報告では大規模返還が想定され、より長期の支援の議論が進められた。さらに、2002年には、沖縄振興特別措置法に大規模跡地給付金等の規定が設けられた。その後、期限等を踏まえ、2012年に制度を整理し、跡地利用特措法へ一本化されたという流れであった。

加えて、一本化後の充実点として、給付金の起算点を支障除去期間を含む返還日基準から、土地所有者への引渡し翌日から3年へ見直ししたこと、特定給付金について、面積要件等の免責規定を見直し、区画整理等の事業期間に応じて整理したことが挙げられる。

給付金は賃借料相当額であること、給付金があることで跡地利用が進まないとの指摘があり得るが、制度趣旨としては土地の有効活用を支えるものであり、阻害には当たらないという認識である。

#### (ウ) その他補償

その他補償として、登記簿上の畑等の地目と実態が乖離してい

る場合の地目機能回復に要する経費の原状回復費、また米軍使用により境界が不明確となった場合の境界設定に係る補償がある。

#### ケ 質疑概要

Q 基地返還の前提となる代替施設の整備や、機能移転の進行状況について、具体的にどの程度進んでいるのか、伺いたい。

A 普天間飛行場のように、ここに新施設を造れば完了であるという単純なケースはむしろ少なく、多くは米軍自身が基地内の施設を統廃合し、空いたスペースに機能を移転し、それを前提に返還区域を生み出していく玉突き型の整理になる。こうした事情もあり、全体としては時間を要しているのが現状である。比較的早く進み得るのは家族住宅地区のようなエリアで、住宅機能を集約・新設したうえで、旧来の住宅地区を返還するパターンだと考えている。

Q 道路整備について、渋滞緩和にはどの程度効果が出ているのか。また、整備は国の事業として行われているのか伺いたい。

A これらの道路整備により、一定程度の渋滞緩和効果は出ていると認識しているが、劇的に渋滞が解消したというところまでは至っていない。事業主体としては、例えば普天間飛行場東側の市道整備の場合は宜野湾市が事業主体となり、その前提として日米間の調整・返還交渉を国が行っている。費用面では、資料には詳細を記載していないが、米軍施設返還地を道路として活用する場合、土地取得経費等について国からの補助制度があり、全額ではないが一定の支援を行っている。

Q 沖縄県での返還地において、跡地利用と周辺道路・環境の課題への対応はどのように進められているのか。

A 跡地利用の基本的な計画立案は、自治体と地権者が中心となっていくものである。区画整理事業等を導入する場合には、その中で、この土地利用を実現するには新たな道路が必要だといった議論がなされ、必要な道路網が計画される。その上で、国として制度面で支援可能な部分があれば、補助制度などを通じてお手伝いするという立場である。

普天間飛行場の跡地利用計画については、既に県の案はあるが、策定から時間が経っており、当時と現在の周辺状況・県民のニーズが変化している。実際に返還が見えてきた段階では、改めて跡地利用計画を見直し、現状に即したものにしていける必要があると

考えている。

Q 西普天間住宅地区については、琉球大学附属病院や医学部の移転などが進んでいるが、地元住民の評価や、今後の横展開の可能性について、どう考えているのか。

A 沖縄防衛局として、地元の生の声を直接広範に把握しているわけではないが、総合病院機能が移転したことで、県内における高度医療へのアクセス向上などのメリットはあると認識している。

また、国道58号線から西普天間住宅地区へアクセスする道路も整備され、利便性は高まっていると考えている。当初は、県立高校の移転など異なるアイデアもあったが、現状は病院機能と住宅ゾーンを組み合わせた形で進行中であり、住宅部分が完成してまちとしての姿が整っていく中で、住民の評価や喜びの声がより具体的に表れてくるのではないかと見ている。

### (3) 委員所見

沖縄県には、全国の米軍専用施設の大部分が集中しており、戦後長きにわたり日本の安全保障を支えてきた一方で、地域住民は騒音や事故、土地利用の制約など大きな負担を強いられてきたことを改めて実感した。基地の存在は安全保障の問題にとどまらず、都市計画、環境、教育、福祉、経済など多方面に影響する総合的な地域課題であると認識した。

説明の中では、返還・整理統合を通じて基地面積を段階的に縮減してきたこと、また返還跡地のまちづくりが、周辺自治体の産業・雇用の創出、都市機能の高度化、医療拠点整備などに大きく貢献してきたことが強調されていた。一方で、代替施設整備や環境対策、補償協議などに長い年月と多額の財源を要している現実も示され、基地返還がゴールではなく、そこから本格的なまちづくりと費用負担が始まることを再認識した。

返還跡地利用の成功例に共通するポイントとして、①返還前からの将来ビジョン・土地利用計画の策定、②国・県・市町村・地権者・民間事業者の役割分担の明確化、③交通・上下水道・環境インフラ等の基盤整備を先行的に行うこと、④地元住民との丁寧な対話と合意形成、の4点が挙げられると感じた。本市においても、山下ふ頭をはじめとした港湾・臨海部の再開発や、将来的な国有地の活用を考える上で、こうした視点は極めて重要である。

補償制度については、土地所有者や営業者等の権利調整を進めるた

めの詳細な制度設計と、個々の事案に応じた柔軟な運用の両立が求められていることが分かった。今後、本市においても大規模なインフラ整備や再開発に伴う移転・補償の問題が生じた際には、沖縄県での経験や制度を参考にしながら、より透明性と納得性の高いプロセスを構築していく必要があると感じた。

今回の視察は、基地問題という沖縄県固有の課題を学ぶ機会であると同時に、大規模な国有地・公共施設の返還・再編を、どう都市の成長と住民生活の向上につなげるのかという、本市にとっても共通するテーマを考える機会となった。国との連携の在り方、跡地利用計画と財源確保、環境・安全対策などについて、市政に生かしていきたい。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(沖縄防衛局玄関前にて)

1 視察先  
沖縄県金武町

2 視察月日  
10月28日(火)

3 対応者(役職名)  
商工観光課長 (説明)  
企画課長 (説明)  
保健福祉課長 (説明)  
発達支援センターぎんばるの海 管理者 (説明)

#### 4 視察内容

##### (1) ギンバル訓練場の跡地利用等について

###### ア 金武町の概要とギンバル訓練場の返還

金武町は那覇市から約48キロメートル、沖縄本島のほぼ中央部に位置し、県内有数の水田地帯を有する農業の町である。特産品として田芋があり、田芋チーズケーキ等の加工品づくりにも力を入れている。町域の約55%を在沖米軍キャンプ・ハンセン等の施設が占めており、その一部として海・川・森林に囲まれたギンバル訓練場が存在した。

ギンバル訓練場は平成8年に条件付き返還が決まり、土地交渉や計画検討を経て、平成23年に全面返還。その後、町は「田園と海を活かしたウェルネスの里づくり」をテーマに跡地利用を進めてきた。

###### イ 自然体験・教育施設「ネイチャーみらい館」を核とした展開

返還に先立ち、自然体験学習施設ネイチャーみらい館を整備し、指定管理者制度により運営している。マングローブ観察、シーサー作り、キャンプ、修学旅行の受入れ等、多彩な体験プログラムを展開し、現在では年間約10万人規模(コロナ禍を含め平均で10万人程度)の利用がある。関東圏の中学校・高校による民泊や体験学習の拠点にもなっており、金武町における交流人口の拡大に大きく貢献している。

###### ウ スポーツ施設とプロスポーツキャンプ

返還跡地には、医療・福祉施設と並行して、野球場・サッカー場・陸上競技場等のスポーツ施設を整備している。

野球場ではプロ野球・東北楽天ゴールデンイーグルスがキャンプを実施し、練習試合やオープン戦には最大7000人規模の観客が来場した実績がある。サッカー場は天然芝・人工芝を備え、浦和レッズやヴィッセル神戸、北海道コンサドーレ札幌などJリーグクラブのキャンプ地となっているほか、令和元年には全国高校総体サッカー競技の決勝戦会場にもなった。週末にはジュニアからシニアまで多くの大会が開催され、連休時には選手・保護者・関係者を含め数千人規模が来訪する。利用者は町内宿泊施設や飲食店、お土産店を利用し、地域経済への波及効果が生まれている。

#### エ 宿泊機能・温泉施設の整備と利用状況

かねてから宿泊施設が不足していたが、温泉付き町営ホテルのアソステイホテルが令和4年度に開業し、プロスポーツチームのキャンプ宿泊や一般観光客の受入拠点となっている。同ホテルとネイチャーみらい館の宿泊棟、ヴィラ等を合わせ、令和6年度は延べ約1万3000人が宿泊・温泉利用し、令和7年度は9月時点で既に前年の約130%、1万7千人規模に達している。キャンプ期間中にはホテルを貸切りで利用するプロチームもあり、スポーツツーリズムの拠点として定着しつつある。

#### オ 観光・平和学習・アドベンチャーツーリズムとの連携

近隣には米軍基地ゲート前の新開地があり、戦後から続く商店街が、現在は映画・PV撮影、外国人向けウェディング等で利用されている。

基地を望む立地を生かし、基地・平和学習のガイドツアーを実施するなど、ガイド養成には行政も関わり、観光協会や町民と連携して人材づくりを進めている。

近隣自治体とも連携し、マングローブ観察、文化・歴史体験、農村・漁村体験などを組み合わせた「アドベンチャーツーリズム」の商品化を図っている。

#### カ 住民の要望・課題

地権者アンケートでは、「観光に活かしてほしい」「教育に活用してほしい」「地元雇用につなげてほしい」といった意見が多く寄せられ、現在の跡地利用方針の根幹となっている。

一方で、大型イベントやプロキャンプ時には、周辺集落への交通渋滞・駐車問題が生じており、地域の生活環境への配慮が課題として指摘されている。

海岸沿いの民間活用については、大手不動産・観光業等からの引き合いがある一方で、サンライズビーチと一体となった景観形成・高級リゾートとビジネスホテル等の価格帯バランスの棲み分けをどう図るか、町として慎重に検討している。

土地確保・地権者との調整には長期間を要し、平成8年の返還決定から平成23年の実際の返還まで10年以上、事業化にもさらなる年月を要したことが、跡地利用の難しさである。

#### キ 海洋療法型児童リハビリセンター

##### (ア) 施設の整備経緯と概要

基地所在市町村に対する国の特例的な補助制度（当時9割国庫補助）を活用し、総事業費約6億7500万円で整備された。平成26年から事業を開始し、指定管理者として町内の理学療法士・作業療法士養成の専門学校である学校法人・慈範学園が運営を担っている。

海に面した立地を生かし、屋内での感覚統合療法・運動療法と、海や川を活用した海洋療法のマリンセラピーを組み合わせた全国的にも珍しい児童発達支援施設である。

##### (イ) 利用児童・職員体制

対象は2歳から18歳までの主に発達障害や脳性麻痺などの障害がある方で、建物全体はぎんばるの海及びぎんばるの海イルカの2つの事業所として運営している。1対1の個別療育を行うぎんばるの海には約110名、集団療育を行うイルカには約30名、合計約140名が登録している。利用圏は金武町内に限らず、南は読谷村方面、北は東村方面からも通所があり、町への送迎も行っている。

理学療法士や作業療法士等のセラピストを中心に約15名の専門職が配置され、体育館規模の空間、広い庭や砂場などを用いた感覚統合療法、対人スキル向上プログラム等を実施している。

放課後等デイサービス・児童発達支援の制度を活用しており、利用者負担は所得に応じ、月額0～3万7200円となっている。

##### (ウ) 海洋療法（マリン療育）プログラム

毎週日曜日にサンライズビーチ等でマリン療育プログラムを実施している。サップやカヤック、海中歩行等を通じ、海の浮力・水圧・波や風の感覚刺激を療育に取り入れている。

障害児が年間を通じて継続的に海洋療法を受けられるプログラ

ムは世界的にもほとんど例がなく、同法人理事長がこのプログラムの効果に関する論文を発表している。

パラサーフィン日本代表選手のサポートも行い、海上での姿勢制御を理学療法士が評価しながら、隣接する「K I Nスポーツクリニック」と連携した陸上トレーニングも実施している。

#### (エ) 効果と利用ニーズ

海洋療法を受けた児童について、「普段は車内で眠れない子が、プログラム後の帰路でぐっすり眠った」といった保護者の声が寄せられるなど、情緒の安定や睡眠への好影響が報告されている。

体幹の弱さや感覚過敏を持つ子供が、水中での歩行や砂浜での活動を通じて、楽しみながら身体能力を高めていく様子も紹介された。一方で、1コマあたりの受入児童数（3名程度）や専門職の配置基準から定員に限りがあり、待機児童も生じている。将来的な受入枠拡大と人材確保が課題として挙げられる。

#### ク K I Nサンライズビーチと観光・交流拠点整備

##### (ア) 施設概要と整備スキーム

全長約800メートルで県内最大級のビーチで、海岸部は沖縄県が約25億円の一括交付金等を活用して整備し、背後地の公園や建物部分は金武町が10分の8、国費ベースで約9億1000万円となる北部振興事業等で整備した。

県管理の海岸については町に管理を委託し、町は条例に基づき観光協会と指定管理協定を締結し、ビーチやB B Q施設等の運営を一体的に担っている。

##### (イ) 利用実態とイベント

ビーチ中央の建物にはシャワー、更衣室、B B Qエリア（約400人収容）や多目的スペース等があり、地元住民・観光客が年間を通じて利用している。県内の伝統行事であるハーリー大会やボートレースの会場としても活用され、多くの来場者がB B Qやイベントを楽しむことができるようになっている。ツール・ド・おきなわでは、周回コースの宿泊拠点としてアソボステイホテルが利用され、トライアスロン大会のおきなわK I Nトライアスロンではスイム・バイク・ランの会場として全国・海外から参加者を集めている。企業の運動会や学会懇親会など、M I C E的な利用も増加しており、ホテルとの連絡通路を通じて朝食ケータリング等も行われている。

#### (ウ) 観光協会の役割と民間活力の導入

観光協会は、ビーチ管理だけでなく、スポーツ大会・イベントの企画運営、修学旅行・民泊の受入調整、平和学習プログラムのコーディネートなど多岐にわたる役割を担っている。

スポーツツーリズムの進展に伴い業務量は増大しているが、町職員も一体となって県内外へのプロモーションを行い、観光協会の体制強化を図っている。

海岸沿いの未利用地では、観光・商業系企業から進出の相談が寄せられているが、サンライズビーチ全体のブランドとの整合性や町民利用とのバランスを踏まえ、段階的に検討を行っている。

#### (エ) 雇用創出効果

医療・福祉施設4施設、ホテル、観光協会、指定管理施設等を合わせ、当該地区だけで約200人規模の雇用が生まれている。

かつて何もなかった訓練場跡地が、雇用の場・交流拠点として機能し始めていることは、基地所在市町村にとって重要な成果である。

#### ケ 質疑概要

Q 現状、宿泊のキャパシティはどれくらいあるか。一晩で何人くらい泊まれるイメージか。

A ギンバル周辺一帯全体としては、町内外の宿泊施設を合わせるとおおよそ100室規模を想定している。ネイチャーみらい館の敷地内にもヴィラが5棟あり、ここでも宿泊の受入れが可能である。令和6年度の実績でいうと、宿泊に加え温泉のみの利用も含めて、年間の利用者は約1万3000人で、令和7年度は9月末時点ですでに約1万7000人と、前年の約130%ペースで推移している。

Q いわゆるプロスポーツチームの皆さんは、どちらに宿泊するのか。

A サッカーの浦和レッズは、ギンバル地区のホテルをほぼ貸切りで利用されている。野球の東北楽天ゴールデンイーグルスは、選手は近隣の恩納村のホテルに宿泊し、スタッフ等がこちら側の施設を使うなど、役割分担しながら利用している。2月のキャンプシーズンは、レッズと楽天の入れ替わりで調整しつつ、できる限りギンバル側にも泊まってもらえるように調整している。

Q ジャングリアは観光の拠点にもなっていると話があったが、こちらのビーチとセットで利用するような動きはあるか。

A ジャングリアまでは金武町から車で約30分で、ジャングリア周辺にも宿泊施設はあるが、こちらのホテルを拠点に「1日目はギンバル・ネイチャーみらい館・サンライズビーチ、2日目はジャングリア」といった組み合わせ利用も増えている。実際に、ホテルのロビーなどでジャングリアのお土産袋を持っているお客様をかなり見かける。

Q 野球場やサッカー場について、それぞれ観客の収容人数はどれくらいか。

A 野球場は、いわゆる公式なスタンド部分で約3000人規模である。ただし外野の芝生席などはカウントが難しく、オープン戦の際には実際には6000～7000人程度入ったこともある。

サッカー場（フットボールセンター）は、通常の試合では観客約1000人規模を想定している。3年前、イニエスタ選手在籍時のヴィッセル神戸が来たときは特別で、その時は1日で6000人以上の観客が来場し、周辺道路は大渋滞になることがあった。

Q 2000～3000人来られると、色々な意味でかなり圧迫感があるのではないか。

A キャンプ期間やオープン戦のときは、職員体制も含めてある程度想定した準備をしている。そのためイベント当日に関しては、混雑はあるが、想定外というよりは予定していた混み具合という感覚である。ただ、平日で同じ規模の集客があると、かなり厳しいだろうという認識はある。

Q スポーツツーリズムについて、かなりうまく回っている印象だが、これは計画段階から今の姿を見込んでいたのか、それとも想定以上に伸びた形なのか、どう捉えているか。

A 野球場は、当初は町内の方の利用が主目的で整備した。

ちょうど整備が終わるタイミングで、当時楽天の星野監督から久米島の離島キャンプから本島でのキャンプに移りたいという要望があり、これをきっかけにプロ野球キャンプの誘致に成功した。そこから、プロのみならず社会人・アマチュアチームの利用も増加し、結果として当初想定以上のスポーツツーリズムにつながっている。

また、フットボールセンターのサッカー場は、日本サッカー協会・沖縄県サッカー協会と連携し、週末はほぼ年間スケジュールが埋まっている状態である。ジュニア大会などでは1会場で3面

取れるため、20～50チームで選手だけで1000人超＋保護者という規模の大会も開催され、結果的に大きな経済波及効果につながっている。

Q 跡地利用計画は、かなり進んでいるように感じるが、当初の跡地利用計画としては、一通り完結していると考えていいのか。また、周辺で商売したいという民間の動きは出てきているか。

A 計画の進捗は、医療施設、スポーツ施設、サンライズビーチ、宿泊施設など、計画していた大枠の整備はおおむね完了している。ただし、海岸に面した一部広い区画は将来の展開も見据えて、まだ余地を残している。

民間の動きについては、海岸部とは別に、他の空き地に対して民間で使えないかという相談はかなり来ている。町としては、跡地利用の趣旨に合致するかどうか、この地域にふさわしい民間施設かという観点で慎重に検討しながら受け入れている。今後も、宿泊施設をさらに増やしたいと考えており、企業誘致も含めて検討中である。

Q 道の駅かでなでは平和学習をやっているが、金武町でも基地が見える場所での「基地学習・平和学習」のようなプログラムはあるか。

A 南部戦跡のような戦闘の体験談を中心にした学習とは少し趣が異なり、こちらでは「基地とともに歩んできた地域の歴史」に焦点を当てている。

新開地区をガイドと一緒に散策しながら、戦争の経緯、戦後の基地の変遷、新開地区の成り立ちなどを学ぶ、まち歩き型の平和・基地学習プログラムを行っている。

目の前にはキャンプ・ハンセンと新開地区があり、実際の基地を見ながら学べるのが特徴である。観光協会と行政が連携してガイド養成講座を行い、人材育成も含めて取り組んでいる。

Q サンライズビーチは修学旅行や観光客だけでなく、地元の方も含めてどのように利用されているか。

A 沖縄県の方はBBQが大好きで、サンライズビーチは地元住民のBBQの定番スポットになっている。雨の日でも利用できるように屋根付きのピロティがあり、天候に左右されず使えることも好評である。開業前から、外国人を含めて勝手に入って海で遊ぶ人が出るほど人気だった。現在は観光協会が指定管理者として管

理し、地元住民、観光客、外国人旅行者と一緒にBBQやマリニアクティビティを楽しむ場所になっている。

企業の運動会やツアーでの利用も増えており、最大400人規模のBBQイベントなども実施可能となっている。

Q 米軍の飛行機やヘリが飛んでいるが、騒音など、生活環境への影響についてはどうか。

A 町内には、キャンプ・ハンセン、ブルービーチ訓練所、レッドビーチ訓練場などの米軍施設があり、町面積の約55.7%を基地が占めている。苦情の中で最も多いのはヘリコプターの騒音である。朝早い時間帯から夜まで飛行することがあり、夜間訓練の際には特に苦情が増える。

射撃訓練の音や、実弾訓練に伴う山火事の懸念もある。近年は日米共同訓練が増えており、1か月近く続いた訓練期間には、苦情件数も多くなった。また、飲酒絡みのトラブルなど米兵の生活面に起因する不安もあり、その都度、町長から基地司令や沖縄防衛局長に対して指導・改善を申し入れている。金武町・宜野座村・恩納村など、関係市町村で協議会を作り、防衛省本省にも連携して要望・申入れを行っている。

Q 住民は、沖縄防衛局を通じて対応するという流れを理解していると思うが、苦情があったときの実際の対応フローはどうなっているか。

A 町内には沖縄防衛局の出先として名護防衛事務所があり、そこに防衛省職員が常駐している。町民から、「うるさい」、「今日は低空飛行がひどい」といった苦情が役場に入った場合、まず名護防衛事務所に連絡し、現場確認を行い、沖縄防衛局本局から米軍側へ申入れをするという流れで調整する。町内には騒音測定器を6か所設置しており、データを見れば状況が把握できるようになっている。苦情窓口として、フリーダイヤル（夜間は留守電対応）も設置している。住民は最終的には防衛局経由になるということは理解しているものの、我慢できないときはまず役場に電話するというケースも少なくない。

Q 年間どれくらいの頻度で苦情が来ているか。

A 苦情は多い月で月4～5件程度。少ない月もあるが、年間では40～50件程度になる。単に上空を通過していただくであれば、苦情は比較的少ない。

問題になるのは、住宅地の上空で低空飛行を繰り返し1～2時間も訓練を続けるようなケースで、その際には「もう我慢できない」という形で電話が入る。戦闘機F-15等にと比べると、ヘリの音はまだましだと言う方もいるが、低空で長時間続けると、やはり耐え難い騒音になる。

Q 医療・福祉の関係も含めて、ギンバル地区や周辺でどれくらいの雇用が生まれているか。

A ギンバル地区には、少なくともリハビリ施設や発達支援センター等の医療系の施設が4つ、公共系のスポーツ施設、宿泊施設、観光施設があり、これらで合計200人以上の雇用が生まれていると見込んでいる。さらに、周辺の民間宿泊施設・飲食店なども含めれば、間接的な雇用も相当数生じていると考えている。

Q 観光協会と町役場との役割分担、連携について教えてほしい。

A 観光協会は、ネイチャーみらい館・サンライズビーチ等の指定管理者で、町全体の観光プロモーション・誘客の両方を担っている。行政と観光協会が一体となって、県外でのPR、イベント企画・運営、平和学習・エコツーリズムの受入れを進めている。

一昨年は、近海マグロを積んだ船を横浜に送り、金武町フェア的なPRイベントも実施した。今後もこうした形で、県外とも連携しながら金武町の魅力を発信していきたいと考えている。

## (2) 委員所見

金武町の取組は、基地のまちが抱える制約を、自然環境・スポーツ・福祉・教育・観光へと転換しようとする、まさに「ウェルネスの里づくり」の実践であると感じた。米軍訓練場という負のイメージを持ち得る場所を、ネイチャーみらい館、スポーツ施設、海洋療法型児童リハビリセンター、サンライズビーチといった多機能なエリアへと再生し、雇用創出と地域活性化を実現している点は大きな成果である。

特に「ぎんばるの海」による海洋療法プログラムは、豊かな自然環境を子供たちの発達支援に直接結び付けるユニークな試みであり、障害の有無を問わず、海や自然の持つ力を改めて実感させられた。発達障害児の増加や療育ニーズの高まりは本市においても同様であり、専門職を中心としたチームによる支援体制、民間専門機関との連携、そして「その地域ならではの自然環境」を活用したプログラムづくりは、本市の児童発達支援施策を検討する上でも大いに参考になる。

スポーツツーリズムに関しては、プロスポーツキャンプや全国規模

の大会を通じて、宿泊・飲食・土産物など地域経済に着実な効果が生まれている一方、交通渋滞や生活道路への負担が課題となっている。金武町は、観光協会・住民との連携の下でイベント運営や駐車対策を工夫しているが、本市においても大規模イベントやスタジアム周辺のまちづくりを進める際、地域住民の生活環境との調和をどのように図るかが重要である。

基地由来の騒音・環境問題については、町独自の努力だけでは解決が難しく、沖縄防衛局や防衛省本省との連携、周辺市町村との共同要請が不可欠であることが改めて確認された。本市も、防衛施設周辺対策や跡地利用を検討する際には、地元自治体の声を適切に国に届ける仕組みや、住民の苦情・不安を丁寧に受け止める相談体制の整備が重要である。

今回の視察を通じて、基地跡地の利用は単に施設を整備するだけでなく、自然環境をどう生かすか、地域にどのような仕事を生むか、子供・若者にどんな学びと体験を提供するかといった視点で長期的なビジョンを描くことが必要だと強く感じた。本市においても、港湾部や臨海部の再開発、スポーツ・文化施設の整備、児童発達支援の充実など、多くの政策分野で金武町の先進事例を参考にしながら、人を中心としたまちづくりを進めていきたい。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(発達支援センターぎんばるの海 玄関前にて)



(K I Nサンライズビーチにて説明聴取及び質疑)